

# 渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校）（仮称）建設工事

## 基本設計業務委託公募型プロポーザル

### 実施要項

#### 1 プロポーザルの概要

##### (1) 名称

渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校）（仮称）建設工事基本設計業務委託公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）

##### (2) 主催者

渋谷区 教育委員会事務局 教育政策課

##### (3) 業務内容

渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校）（仮称）建設工事基本設計

（詳細は、実施設計からの設計施工（D B）方式における基本設計業務委託仕様書、基本設計業務委託特記事項（案）、地盤調査委託仕様書、地盤調査委託特記事項（案）、敷地測量委託仕様書、敷地測量委託特記事項（案）による）（以下、「本業務」という）

##### (4) 契約期間

契約確定日から令和9年3月25日まで

##### (5) 履行場所

渋谷区役所ほか。

##### (6) 実施方式

公募型プロポーザルとする。

##### (7) 目的

渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校）の新築にあたり、施設の新築に関する基本設計業務では、渋谷区『新しい学校づくり』整備方針に沿った、計画地域にふさわしい学校施設計画についての豊富な知識や経験、調整能力及び技術力が必要である。また、公共施設建設に求められる質の高い建物を適切な建設費で整備するためには、高い資質を有した設計者が必要である。プロポーザルでは、このような能力を有し、基本設計業務を委託するに最も適した設計者を選定する。

##### (8) 選定方法

渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校）（仮称）建設工事基本設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による一次審査、二次審査を経て契約候補者1者及び次点者1者を選定する。

##### (9) 留意点

プロポーザルは、与えられた条件下において、参加者の基本的な考え方や施設の設計業務に関する能力を評価することにより、基本設計業務委託契約候補者を決定するためのものである。したがって施設の設計にあたり、基本設計業務受託者の提案内容を変更することがある。

##### (10) 事務局

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区 教育委員会事務局 教育政策課 学校施設整備第一係、第二係、第三係

担当 坂本、波多

TEL : 03-3463-2795 FAX : 03-5458-4951

E-mail : sec-gakko-sei bi@shibuya.tokyo

## 2 プロポーザルの日程

項目	日程
プロポーザル参加希望者の募集公表	令和7年 9月17日（水）
プロポーザル参加者への資料配布	令和7年 9月17日（水） ～ 令和7年10月22日（水）
プロポーザルに係る質疑締切	令和7年10月 9日（木）正午
プロポーザルに係る質疑回答	令和7年10月16日（木）
参加表明書の受付開始	令和7年10月17日（金）
参加表明書の受付締切	令和7年10月23日（木）正午
一次審査（書類審査）結果通知	令和7年10月31日（金）
技術提案書の提出開始	令和7年11月 4日（火）
技術提案書の提出期限	令和7年12月 1日（月）正午
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年12月16日（火）
二次審査結果通知	令和7年12月19日（金）

※選定委員会の都合により日程に変更が生じた場合は別途、周知又は通知する。

## 3 参加資格

- (1) 本実施要項発表時点において、渋谷区における競争入札参加資格を有していること。区の競争入札参加資格を有しない場合は、渋谷区プロポーザル方式実施要綱第8条2項の書類を併せて提出すること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録をされた者であること。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになつたとき等をいう。）ないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 参加表明書等を提出した日から契約の相手方を確定させる通知をする日までの間に、渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月27日区長決裁）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 参加表明書等を提出した日から契約の相手方を確定させる通知をする日までの間に、渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成25年11月25日区長決裁）にもとづく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 同種業務または類似業務の実績を有すること。
  - ア 同種業務（東京都内の実績）  
東京都内の延べ面積8,000m<sup>2</sup>以上の「小学校」、「中学校」、「小中一貫教育校（義務教育学校を含む）」の新築における基本設計業務のうち、平成22年4月1日から参加表明書提出時点までに設計業務を完了した業務（基本・実施設計業務における基本設計業務のみ完了している場合についても対象）があること。
  - イ 類似業務（東京都以外の日本国内の実績）  
東京都以外の日本国内の延べ面積8,000m<sup>2</sup>以上の「小学校」、「中学校」、「小中一貫教育校（義務教育学校を含む）」の新築における基本設計業務のうち、平成22年4月1日から参加表明書提出時点までに設計業務を完了した業務（基本・実施設計業務にお

ける基本設計業務のみ完了している場合についても対象）があること。

#### 4 参加不適格者及び欠格条項

- (1) 参加表明者が業務を再委託する協力事務所は、他の参加表明者となることはできない  
※参加表明者が業務を再委託する協力事務所が、他の参加表明者の協力事務所となることは妨げない。
- (2) 参加者が、次の条項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 本実施要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
  - イ 参加者が複数の提案をした場合
  - ウ プレゼンテーション・ヒアリングに配置予定技術者以外の者が出席した場合
  - エ 契約締結までに「参加資格」の要件を満たさないことが判明した場合
  - オ その他本実施要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

#### 5 配置予定技術者の要件

- (1) 管理技術者及び建築(総合)主任技術者は一級建築士であること。また、参加表明者の組織に所属していること。
- (2) 建築(構造)主任技術者は構造設計一級建築士又は一級建築士であること。
- (3) 電気及び機械の主任技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士又は建築設備士であること。
- (4) コスト管理主任技術者は建築コスト管理士又は建築積算士であること。
- (5) 施工計画主任技術者は一級建築施工管理技士であること。
- (6) (2)～(5)の主任技術者は協力事務所からの配置を可とする。
- (7) 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。また、各主任技術者は他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。  
※管理技術者は、本設計業務全般の業務管理及び統括を行うものとする。  
※主任技術者は、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。  
※「分担業務分野」の分類は次のとおりとする。

業務内容	
建築(総合)	令和6年国土交通省告示第8号における別添一、1、一、ロ、(1)戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の(1)総合に係るもの
建築(構造)	同上(2)構造に係るもの
電気	同上(3)設備の(i)電気設備に係るもの
機械	同上(3)設備の(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等に係るもの

- (8) 管理技術者、各主任技術者のほかに各分担業務を担当する担当技術者を追加で定めるとは妨げない。また、協力事務所からの配置についても可とする。ただし、担当技術者を追加で定める場合には様式6-8に担当技術者の経歴等を記載し提出すること。

#### 6 設計者に求める資質

- (1) 渋谷区『新しい学校づくり』整備方針などの区の重要事項や要望、本事業の趣旨を十分に理解し、適切な提案能力を有すること。
- (2) 地下大空間のスポーツ施設の合理的な構造計画や施工計画、設備計画の立案及び、校舎棟の意匠性や地域性に配慮した設計能力を有すること。
- (3) 設計課題の抽出や区の意思決定をスムーズに進める設計プロセスの構築する能力を有すること。また、プロセスに沿った設計スケジュールを策定、実行できる能力を有すること。
- (4) コストを意識した設計を行う能力を有すること。また、そのコスト確認を設計プロセス

- 及び、設計スケジュールに適切なタイミングで予定し、実行できること。
- (5) 既定の期間で設計・施工者を選定するための基本設計成果物を作成する設計体制の構築が出来ること。
- (6) 設計意図や方針について、関係者や近隣住民・区民の意見を取り入れる工夫をするとともに、それらを分かりやすく説明する能力を有すること。

## 7 施設整備計画

- 渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校） 基本計画書（案）に従い計画する。
- (1) 敷地の概要
- ア 敷地の場所  
東京都渋谷区鷺谷町39番6（地名地番）
  - イ 敷地面積  
約8,191m<sup>2</sup>
  - ウ 用途地域および地区等  
第二種中高層住居専用地域：建蔽率60%、容積率300%、  
20m 第三種高度地区  
準防火地域  
日影規制対象区域内  
第二種中高層住居専用地域：測定面4m 4時間 2. 5時間
- (2) 業務内容
- 業務概要は以下であるが、業務内容の詳細は配布資料の通りとする。
- ア 新築建物の基本設計
  - イ 地盤調査
  - ウ 敷地測量
- (3) 事業スケジュール(予定)
- 開設予定時期については、令和10年度までに確定する予定である。
- (4) 実施設計以降の発注方式について
- 実施設計以降の発注方式は実施設計・施工一括発注方式を想定している。

## 8 参加表明等の手続き

- (1) プロポーザルに関する書類等の配布
- ア 配布書類
    - ア) 渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校）（仮称）建設工事 基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要項（本資料、以下「実施要項」という。） 資料1
    - イ) 実施設計からの設計施工一括（DB）方式における基本設計業務委託仕様書（案） 資料2
    - ウ) 基本設計業務委託特記事項（案） 資料3
    - エ) 基本設計業務委託特記事項（案）別紙1 役割分担表 資料4
    - オ) 地盤調査委託仕様書（案） 資料5
    - カ) 地盤調査委託特記事項（案） 資料6
    - キ) 地盤調査位置図（案） 資料7
    - ク) 敷地測量委託仕様書（案） 資料8
    - ケ) 敷地測量委託特記事項（案） 資料9
    - コ) 実施設計からの設計施工一括（DB）方式における意図伝達等および  
実施設計監修業務委託仕様書（案）【参考資料】 資料10
    - サ) 渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校） 基本計画書（素案） 資料11
  - ※サ) 渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校） 基本計画書（案）については、

一次審査通過者に配付予定である。

シ) 渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校）（仮称）建設工事基本設計業務委託  
公募型プロポーザル様式集（以下「様式」という。） 資料 12

ス) 渋谷区要求水準書（小中一貫教育校版）（案） 資料 13

※ス) については一次審査通過者に配付予定である。また、渋谷区要求水準書（小中一貫教育校版）（案）については、今後の検討状況により更新されるものである。

イ 配布期間

令和 7 年 9 月 17 日（水）から令和 7 年 10 月 22 日（水）まで

ウ 配布場所

渋谷区ホームページからダウンロードすること。

## （2）参加表明

ア 提出書類

ア) 参加表明書 （様式 1-1）

※共同企業体を組成する場合は、様式 1-1 に代わり、様式 1-2 を提出すること。

イ) 事務所概要 （様式 3-1）

※共同企業体を組成する場合は、様式 3-1 に代わり、様式 3-2 を提出すること。

ウ) 協力事務所参加届 （様式 4）

エ) 事業者の業務実績 （様式 5）

オ) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者の経歴等 （様式 6-1～6-2）

カ) 各主任技術者の経歴等 （様式 6-3～6-7）

キ) 担当技術者の経歴等 （様式 6-8）

ク) 添付書類（実績を証明する資料）

ケ) 配置予定技術者の実績の中で、本件に適用できる設計の考え方

（様式 7）

※参加表明提出書類は、12(4)ア 一次審査評価項目及び配点に記す評価事項について記載すること。

イ 提出期間

令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 10 月 23 日（木）正午まで

ウ 提出先

1 (10) に記載する事務局

エ 提出方法

持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

オ 注意事項

協力事務所に再委託を行わない場合は、様式 4 の提出は不要とする。また、提出書類の作成要領、部数、提出データ等については様式に記載のとおりとする。

## （3）事務取扱時間

上記（2）の取扱時間は、午前 9 時～正午、及び、午後 1 時～午後 5 時 00 分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）とするが、令和 7 年 10 月 23 日（木）については正午を締切りとし、郵送についても正午必着とする。

## 9 質疑書の提出

プロポーザルに係わる質疑があるときは次により質疑書を提出し、回答を受けることがで

きる。

(1) 提出書類

質疑書（様式2）

(2) 提出期間

令和7年9月17日（水）から令和7年10月9日（木）正午まで

(3) 提出先

1（10）に記載する事務局

(4) 提出方法

電子メールにてMicrosoft excelファイルにて提出し、受信状況を電話で確認すること。

(5) 回答方法

質疑書に対する回答は、令和7年10月16日（木）に渋谷区ホームページに公表する。

## 10 技術提案書

(1) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

様式のとおり。

(2) 技術提案書の提出

ア 提出書類

ア) 技術提案書（様式8-1）（正本のみに添付する。）

イ) 業務実施方針（様式8-2）

ウ) 課題提案書（様式8-3）

※技術提案書は、12(4)エ 二次審査評価項目及び配点に記す評価事項について提案すること。また、様式8-3には課題提案書の【課題1】～【課題6】に対しどの課題に対する提案かを記載すること。

エ) 設計業務見積書（見積上限額は消費税および地方消費税の金額を含み、

256,000,000円（予定）とし、様式に従い、会社名、住所、代表者名を記載するとともに代表者印を押印し、金額は消費税込みの金額が確認できるものとし、正本のみに添付する。）

また、参考に意図伝達業務及び実施設計監修業務の見積書についても様式に従い提出すること。

イ 提出期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月1日（月）正午まで

ウ 提出先

1（10）に記載する事務局

エ 提出方法

持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

オ 注意事項

提出書類の作成要領、部数、提出データ等については様式に記載のとおりとする。

カ 事務取扱時間

午前9時～正午、及び、午後1時～午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）とするが、令和7年12月1日（月）については正午を締切りとし、郵送も正午必着とする。

## 11 プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 日時

令和7年12月16日（火）を予定している。なお、プレゼンテーション20分、質疑応

答20分の計40分を想定している。

(2) 場所

渋谷区役所

(3) 留意事項

- ア プrezentation・ヒアリングの詳細は別途通知する。
- イ プrezentation・ヒアリングの出席者は、管理技術者、建築(総合)主任技術者を含む配置予定技術者の中から4名以内とする。(機器の操作者を含む)
- ウ プrezentation・ヒアリングで求める内容は、技術提案に関する説明及び選定委員からの質疑に対する回答とする。
- エ プrezentation・ヒアリングに際して、使用する説明資料は提出された技術提案書の内容のみとする。
- オ プrezentationでは、提案者を特定できる内容(社名、ロゴ等)を表示しないこと。
- カ プrezentation・ヒアリングの内容についても、プロポーザル提出書類と同様の扱いとし、参加者はその発言に責を負うものとする。なお、「プロポーザル提出書類」とは、「参加表明書等」及び「技術提案書」を指す。

## 1.2 審査及び結果の通知

(1) 一次審査及び結果の通知

- ア 選定委員会において、参加希望者から提出された参加表明書等を書類審査し、二次審査への参加者を上位から順に4者程度(ただし、参加希望者が4者以下であった場合を除く。)選定する。
- イ 選定結果は、参加表明者に参加資格審査結果を提出書類に記載の連絡先へ電子メールにて通知する。

(2) 二次審査及び結果の通知

- ア 参加者を対象に、技術提案書を用いてpräsentation・ヒアリングを実施する。選定委員会において、内容を総合的に評価した上で、順位を決定し契約候補者及び次点者を選定するものとする。
- イ 二次審査後、参加者に審査結果を提出書類に記載の連絡先へ電子メールにて通知する。

(3) 審査結果の公表

渋谷区プロポーザル方式実施要綱に従い、渋谷区ホームページで公表する。

(4) 評価基準

ア 一次審査評価項目及び配点

評価項目及び配点	評価事項		配点	評価の参考
事業者の実績 (24点)	同種・類似業務の実績件数	15	様式 5	
	設計・施工一括業務における実績	9		
	小計	24		
技術者の 実績 (80点)	管理技術者 の実績 (15点)	同種・類似業務の実績件数	15	様式 6-1
		小計	15	
	建築(総合)主任 技術者の実績 (15点)	同種・類似業務の実績件数	15	様式 6-2
		小計	15	
	主任技術者 の実績 (50点)	建築(構造)	同種・類似業務の実績件数	様式 6-3 ～ 6-7
		電気設備	同種・類似業務の実績件数	
		機械設備	同種・類似業務の実績件数	
		コスト管理	同種・類似業務の実績件数	
		施工計画	同種・類似業務の実績件数	
		小計	50	
配置予定技術者の実績の中で 本件に適用できる設計の 考え方 (26点)	配置予定技術者の教育施設(同種・類似業務を問わない)の設計実績から3校以内を選び、当時の『設計の考え方』の中で本案件に適用できそうなポイントを挙げて記載すること。 なお、説明には当時の写真やパース等の画像を用いてよい。			26
合 計			130	

イ 事業者の実績

ア) 事業者の業務実績は以下に示すものとし、5件までを評価対象とする。

同種業務：東京都内の延べ面積8,000m<sup>2</sup>以上の「小学校」、「中学校」、「小中一貫教育校(義務教育学校を含む)」の新築における基本設計業務に携わった実績  
類似業務：東京都以外の日本国内の延べ面積8,000m<sup>2</sup>以上の「小学校」、「中学校」、「小中一貫教育校(義務教育学校を含む)」の新築における基本設計業務に携わった実績

※業務実績は平成22年4月1日から参加表明書提出時点までに設計業務を完了した実績を対象とする。

※基本・実施設計業務における基本設計業務のみ完了している場合についても対象とする。

※実績において公共、民間は問わない。

<実績1件当たりの配点>

	合計
同種業務	3.0点
類似業務	1.5点

イ) 設計・施工一括業務の実績は延べ床面積8,000m<sup>2</sup>以上とし、3件までを評価対象とする。

※業務実績は平成22年4月1日から参加表明書提出時点までに設計業務を完了した実績を対象とする。

※基本または実施設計を行った業務を対象とする。

※実績の施設用途は問わない。

※公共、民間は問わない。

＜実績1件当たりの配点＞

	合計
設計・施工一括業務における実績	3.0点

#### ウ 技術者の実績

ア) 事業者の業務実績は以下に示すものとし、5件までを評価対象とする。

同種業務：東京都内の延べ面積8,000m<sup>2</sup>以上の「小学校」、「中学校」、「小中一貫教

育校（義務教育学校を含む）」の新築における基本設計業務に携わった実績

類似業務：東京都以外の日本国内の延べ面積8,000m<sup>2</sup>以上の「小学校」、「中学校」、

「小中一貫教育校（義務教育学校を含む）」の新築における基本設計業務に  
携わった実績

※業務実績は平成22年4月1日から参加表明書提出時点までに設計業務を完了した  
実績を対象とする。

※基本・実施設計業務における基本設計業務のみ完了している場合についても対象と  
する。

※実績において公共、民間は問わないが、「公立」、「私立」の区別をそれぞれ記載する  
こと。

イ) 加点について

同種・類似業務において、以下に該当する場合において、1件当たりの実績に対して  
評価点を加点する。

＜実績1件当たりの配点＞

	加点なし	小中一貫教育校の実績	合計
同種業務	2.5点	0.5点	3.0点
類似業務	1.5点	0.5点	2.0点

ウ) 配置の業務実績における立場により、下記の係数を加味し評価する。

＜実績における立場＞

	実績における立場		
	管理技術者	主任技術者	担当技術者
管理技術者	1.0	0.5	0.3
主任技術者	1.0	1.0	0.5

＜実績評価点の集計＞

事務所、管理技術者、建築(総合)	各実績評価点の合計
建築（構造）、電気設備、 機械設備、コスト管理、施工計画	各実績評価点の合計に10/15を掛ける

## エ 二次審査評価項目及び配点

評価項目及び配点	評価事項	配点	評価の参考
業務実施方針 (25点)	本業務における「区の重要事項や要望、本事業の理解度」「設計業務を円滑に遂行する体制の構築」「業務工程及び工程上のポイント」「コスト管理手法」「実施設計施工者への設計意図伝達および実施設計監修の方法」等	25	様式 8-2、 プレゼンテーション 及び 質疑応答
	小計	25	
技術提案書 課題提案書 (60点)	【課題 1】 小中一貫教育校として、学年同士・学年を超えた交流や、一人ひとり違う子供たちが主体的に学習に取り組める、特徴的な学習空間の考え方に関する提案	10	様式 8-3 プレゼンテーション 及び 質疑応答
	【課題 2】 学校としての機能を前提とし、経済性(イニシャル・ランニングコスト)に配慮した合理的な学校デザインの考え方に関する提案	10	
	【課題 3】 敷地周辺との高低差を活かした合理的な擁壁計画と地下空間計画の考え方に関する提案	10	
	【課題 4】 児童・生徒の安全と地域開放を両立したセキュリティ・動線計画の考え方に関する提案	10	
	【課題 5】 ZEB Ready を取得するための基本設計段階における環境・設備の考え方に関する提案	10	
	【課題 6】 学校、地域開放、災害時の避難所利用等を想定した、ユニバーサルデザインの考え方に関する提案	10	
	小計	60	
プレゼンテーション力、質問に対する回答 (15点)	プレゼンテーション力、質問に対する回答	15	プレゼンテーション 及び 質疑応答
	小計	15	
合 計		100	

### 1.3 選定

#### (1) 選定委員会名称

渋谷区小中一貫教育校（猿楽小学校・鉢山中学校）（仮称）建設工事 基本設計者選定委員会

#### (2) 選定方法

一次審査においては「事業者の実績」、「技術者の実績」及び、「配置予定技術者の実績」の中で、本件に適用できる設計の考え方」の点数により二次審査への参加者を選定する。同

点の場合は、「配置予定技術者の実績の中で、本件に適用できる設計の考え方」の点数が高い参加者を選定する。

なお、一次審査の評価点の合計が 130 点満点のうち 65 点に満たない提案は失格とする。二次審査においては、「技術提案書」と「プレゼンテーション力、質問に対する回答」の点数により契約候補者を選定する。同点の場合は、選定委員の投票により決定する。(二次審査においては一次審査の点数は加味しない。)

なお、二次審査の評価点の合計が 100 点満点のうち 50 点に満たない提案は失格とする。

#### 1.4 契約手続き等

##### (1) 交渉・契約

- ア 選定結果にもとづき、渋谷区（以下「発注者」という。）と特命随意契約を行う。契約額は見積金額を上限とする。
- イ 参加者が、発注者における指名停止または指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないこととし、この場合発注者は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- ウ 受託者と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は当該工事（下請工事を含む。）を請負うことができない。
- エ 契約手続は、渋谷区契約事務規則（昭和 39 年 5 月 13 日規則第 22 号）の規定によるものとする。

##### (2) 留意事項

- ア プロポーザルは、設計案ではなく、本業務に適した技術力や創造力、問題解決力に優れた設計者を選定するものであることから、受託者は、設計の内容について発注者等と十分協議の上、業務を進めることとする。なお、受託者は施設建設の関係者等と協議、協力の上、業務を行うこと。
- イ 契約候補者が、契約締結前に「4 参加不適格者及び欠格条項」に該当することが判明した場合、又は契約締結を辞退した場合は、選定結果において次点の評価を受けた事業者と協議し、契約を締結することがある。
- ウ 本業務の実施にあたる管理技術者及び主任技術者は、プロポーザル提出書類に記載された者とし、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等の特別な場合を除く。また、発注者が、当該業務の担当者を不適切と判断した時は、受託者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。

#### 1.5 提出書類の取扱い

##### (1) 著作権及び意匠

- ア プロポーザル提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。
- イ プロポーザルの中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用者にすべて帰するものとする。

##### (2) 提出書類の使用

- ア 発注者はプロポーザル提出書類を保存及び記録し公表する権利を有するものとし、プロポーザルに関する公表、展示及びその他必要と認めるときは無償で使用できるものとする。この場合、提案者の名称を明示する。
- イ プロポーザルに係る提出書類は返却しない。

#### 1.6 その他の留意事項

##### (1) 経費の負担

プロポーザル提出書類の作成に要した費用、旅費その他プロポーザルの参加に要した一

切の経費は、参加者の負担とする。

(2) その他

- ア 手続において使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。
- イ プロポーザル提出書類は、設計候補者の選定作業に必要な範囲内において、複製し使用することがある。
- ウ プロポーザル提出書類ほかプロポーザルに関して、次のいずれかに該当する場合には、該当する提出書類は無効となる。
  - ア) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの。
  - イ) 実施要項等に示された計画内容に適合しないもの。
  - ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
  - エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ) 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
  - カ) 虚偽の内容が記載されているもの。
  - キ) 選定委員又は事務局等関係者に対して、援助を直接的又は間接的に求めたとき。
  - ク) その他審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。
- エ プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は本プロポーザル以外で使用してはならない。また、公表してはならない。
- オ プロポーザルにおいて配布された資料およびそのデータは、技術提案書の提出をもって、参加者が責任をもって処分・削除すること。（関連事業者が複製又は印刷したものを持む）
- カ 提出書類については渋谷区情報公開条例（平成元年9月25日条例第39号）にもとづき公開対象となる。
- キ 応募者は代表企業を含めて3社を上限として、共同企業体を組成することができる。当該共同企業体は所属事務所とみなし、共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員及び単独で応募することができない。また、共同企業体の構成企業は、他の応募者の協力会社となることができない。なお、共同企業体を構成する場合は協定書の副本を添付すること。
- ク 天災その他やむを得ない理由により、プロポーザルを適切に実施することが困難であると認められるときは、これを中止又はまたは取り消すことがある。この場合、参加申込者及び提案者はプロポーザルの参加に要した費用を区に請求することはできないものとする。
- ケ 意図伝達業務及び実施設計監修業務は別途発注を予定しており、当該業務委託契約の相手方と契約を締結する予定がある。また、工事監理業務は当該業務委託契約の相手方と協議の上、契約を締結する予定がある。ただし、契約にあたっては、区が算出した一般的な予算に基づいて契約交渉を行うものとし、共同企業体組成をしている場合でも追加は基本的に認めないものとする。